## 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく文化芸術活動に関する 都道府県計画について

## 【経緯】

- 平成 30 年 6 月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、同法第 8 条 において、地方公共団体においても、計画を策定することが努力義務とされた。
- これを受け、府では、「障がい者計画」に 1 章立てにより、同法に基づく都道府県計画(以下、「文化芸術計画(仮称)」という)として位置づけていくこととする。

## 【文化芸術計画(仮称)策定の流れ(案)】

- 第5次障がい者計画の中間見直しに合わせ、文化芸術計画(仮称)を章立ての形で策定。
- 令和 4 年度末に改定される予定の、国が策定している同法に基づく基本計画を勘案し、令和 5 年度文化芸術部会において文化芸術計画(仮称)の案について調査審議。

## 【文化芸術計画(案)に盛込む内容(案)】

- 文化芸術計画(案)の位置づけ
  - ・障がい者を取り巻く文化芸術活動の背景
  - ・文化芸術計画(案)の策定趣旨
- 計画の目標時期
  - ・令和8年度末まで(案)
- 計画の推進体制
  - ・各関係機関との連携等を含む
- 計画の基本理念・基本方針
  - ・府障がい者計画、障がい者文化芸術推進法、国基本計画をふまえ設定
- 施策推進の方向性
  - ・主な施策の取組み
- 具体的な施策の取組み